百々裏話(51)

おもて　あきら

〔多武峰の能―その一―〕

奈良県桜井市の南方(もとの磯城郡の南端)に位置する多武峰(トーノミネ)は、藤原鎌足の廟所であり、今は談山神社と呼ばれているが、神仏混淆が常であった中世には、天台系の妙楽寺と一体で、タンノミネ寺・談山権現などと称され、鎌足の廟を中心とする寺社のことを単に「多武峰」(タンノミネ・トーノミネ)と呼ぶことが多かった。附属する多くの僧坊にはしばしば興福寺と争った衆徒(僧兵)が大勢住まい、境内には一百余社と称された末社が観請され、各地に総計六千石余の社領を有した大きな寺社であった。

この多武峰が大和猿楽と深い関係をもっていたことは、世阿弥伝書によって明らかであり、そこで演じられた能が特殊な性質を持つものであったことも、若干は知られていたことであった。しかし、多武峰が、南都・北嶺の争いや南北朝の対立、或は応仁の乱後の混乱による戦火のためしばしば炎上し、旧習が維持されなかった事や、史料がほとんど残さ

れなかった事などのため、多武峰と大和猿楽の関係、そこでの能の実体については、まだまだ不明の点が多い。今後数回にわたって、その多武峰の能について考察してみたい。

◎八講猿楽と維摩会

『申楽談儀』附載の「定、魚崎御座之事」は、観阿弥・世阿弥時代の観世座の規則(観世座規)であるが、その一項に、

一、多武ノ峰ノ役ノ事。国中ハ申スニ及バズ、伊賀・伊勢・山城・近江・和泉・河内・紀ノ国、津ノ国、コノウチニアリナガラノボラズバ、長ク座ヲ追ウベシ。コノホカノ国々ニアラバユルスベシ。

とあり、多武峰の役への出勤が観世座役人の義務であったことが知られる。金春禅竹編の『円満井座壁書』等を参照すると、観世座のみならず大和猿楽四座が負っていた義務であったと考えられ、興福寺薪能と春日若宮祭とこの多武峰の役への参勤は、大和猿楽の三大義務とも言うべき重要なことであった。

この「多武ノ峯ノ役」について、能勢朝次博士は、同じ観世座の規則の初めの部分に、

一、タンノミネノ四カウノ事。二日ニ一カウヅツ。マタ、四カウサカナ、一カウ、ヲサドノトラセタマウベシ。……

とある条の語釈の中で、

例年十月に催される多武峰の法華八講の猿楽。法華八講は朝座と夕座に一講づつ行はれるのであるから、四日間に終了する。……従って四講と称しているので、法会より言へば法華八講である。……

と注された(『世阿弥十六部集評釈(下)』六一五頁)。この能勢博士の説が、川瀬一馬博士の『世阿弥二十三部集』の頭注や、私の『申楽談儀』(岩波文庫)脚注、古典文学大系『歌論集能楽論集』頭注に踏襲されている。

これに対して香西精氏は、『宝生』昭和37年八月号「四カウ、一カウ―世子語抄〔七〕―」に於いて、〃いくら無学な猿楽者流でも、名高い法華八講を「四講」と呼ぶはずがない〃との見地から、「四カウ」は「酒肴」のあて字、続いて出る「一カウ」は「一合」であろうと推論された。「四カウ」「一カウ」については従うべき新説であるが、「多武峰の役」を法華八講の際の能への出勤と解する点は、香西氏も能勢博士と同様であるらしい。

「多武峰の役」を法華八講と関係づけて考えるのは、義務として出勤する多武峰での能のことを「八講猿楽」と大和猿楽役人が記録している(『わらんべ草』46段など)ことに由来しているが、法華八講に附随する能であるかどうかについて私が疑問を抱いたのは、八講猿楽についての古記録として能勢博士も引用しておられる『尋尊大僧正記』の寛正四年

（一四六三）十月十三日の条に、

一、自今日多武峰八講堂猿楽始之。金晴金剛両座参勤之、三十許退転事也云々、為見物諸人群衆云々。至明日。

と、「八講堂猿楽」とあって、演ずる場所が八講堂であったために生まれた名称ではないかと考えたからである。他の八講猿楽の記録に法華八講との関連を示す記事が一つもないことも、その疑問を助長した。

そこで『談山神社文書』（昭和四年刊）を調べてみると、「多武峰年中行事」なる恰好の史料が収録されていた（同書四〇二頁以下）。この文書には年記が無いが、六月十五日の蓮花会の夜の延年が本堂退転のため近年は行われないという記事などから、永正三年（一五〇六）の多武峰炎上からさほど隔らぬ頃の文書と思われる。それによって、八講猿楽の行われる十月の行事を見ると、次の如くある。

十日ヨリ十六日迄維摩八講会アリ。
十一日　管絃講、同前。
十五日　番論義。
同　日　論義、例講、同前。
十六日　十六講、同前。
同　日　申尅、先講・論義アリ、皆出。
同　晩　酉尅ヨリ、堅義、検校出仕、衆徒皆出也。
十八日ヨリ四ケ日、法華八講アリ。

一方、八講猿楽が行われるのは、『わらんべ草』46段に引く「多武峰寺八講之頭能之事」によると、十月十三・十四日の両日の大講堂での能と、その前後の十二日と十五日の附属行事を合わせて、十二日から十五日までの四日間である。前述の『尋尊大僧正記』が十月十三日から明日に至るとしている（大講堂での能の分）のとも合うし、観世座規の別の条で、「ザニイルコト、…タンノミネハゼンゴ四日ノアキダ」と言うのとも一致するから、それが昔からの式日であったと思われる。

とすると、多武峰八講能が行われるのは、十日から十六日までの維摩八講会の間であって、十八日からの法華八講の期間ではない。「多武峰年中行事」によれば、多武峰での法華八講は、二月・五月・八月・十月の四回行われており、十月のそれが特に盛大であった形跡は無い。その点、毎月十六日に維摩経論義などを行う十六会とは別に行った年に一度の維摩八講は、かなり大がかりな仏事であった。右の引用のうち十一日以後十六日までの諸行事は、十六講を別にして、すべて維摩八講会の一部なのである。

一体、維摩八講会は、多武峰で特に「八講」と称した所以は明らかでないものの、維摩会のことである。維摩会といえば、南京三会の一とされる興福寺の維摩会が名高いが、興福寺のそれも、藤原鎌足が維摩経を尊崇したことに因んで、鎌足の忌日の十月十六日を最終日として七日間維摩経を講じた大会である。同じく鎌足と縁の深い多武峰に於いても、天延三年（九七五）以来続けてきた寺最大の仏事であった。その期間に演じられる八講猿楽は、多武峰維摩会に附随する行事であったと考えて然るべきであろう。八講猿楽の名が大講堂の異称と思われる八講堂に由来するか、維摩八講の名に由来するかは明らかでないものの、法華八講の際の能とする通説が誤りであることは、間違いないものと思う。

ところで『花伝第四神儀』には、

一、当代に於ひて、南都興福寺の維摩会に、講堂にて法味を行ひ給ふおりふし、食堂にて舞延年あり。外道を和らげ、魔縁をしづむ。その間に食堂前にて彼御経を講じ給ふ。すなはち、祇園精舎の吉例なり。……

とあって、興福寺の維摩会が猿楽伝説に関係づけられている。興福寺維摩会には大和猿楽が参勤した形跡が無いが、右の伝説の「舞延年」と同じ役割を多武峰維摩会に於いて果たしていたのが八講猿楽である。八講猿楽参勤の事実と右の伝説の間には、なにかのつながりがあるのではなかろうか。

（42・11・1）